

仕 様 書

1 業務名

墓地、埋葬等に関する法律による遺体搬送等業務

2 業務内容

身元が判明しており、かつ、葬祭人がいない遺体について、本市職員の指示を受けて以下の業務を行うものとする。

(1) 火葬炉の予約

受託者は、本市職員から業務の依頼があったときは、本市職員及び大津聖苑（大津市膳所上別保町761）と協議し、大津聖苑の火葬炉の予約を行うこと。火葬日時は、本市職員と日程調整の上、遺体の引取り予定日時から原則48時間以内で最短の日時とする。また、火葬炉の予約完了後は、速やかに本市へ火葬日時を連絡すること。なお、火葬に際し必要な書類（火葬許可証等）については、本市職員が準備して大津聖苑へ提出するものとする。

(2) 遺体等の収容・搬送

受託者は、死亡場所又は保管場所（警察署など）等から、あらかじめ受託者が用意した棺に遺体及び副葬品として納棺可能な衣服等（以下「遺体等」という。）を収容し、霊柩車により大津聖苑まで搬送すること。大津聖苑搬送後は、大津聖苑へ棺の引渡しを行い、火葬開始後本市職員が指示するまで大津聖苑内で待機すること。

また、遺留品（金銭、有価証券及び換金性の高い物品を除く。以下同じ。）がある場合は、本市職員の指示を受けて遺体等とともに警察等から引き取り、火葬当日に大津聖苑にて本市職員に引き渡すこと。

※受託者は、綿花等の火葬に必要な一式を用意して納棺処置を行い、死者への礼を失しないよう業務を執り行うこと。

(3) 遺体等の保管

受託者は、原則、遺体等を大津聖苑へ直接搬送することとするが、火葬予約の日時、大津聖苑への事前入場の可否、納棺作業等の事情により保管を要する場合は、受託者の準備する保管所を使用して遺体等を一時的に保管すること。なお、遺留品を警察等から引き取った場合は、遺体等とともに受託者の準備する保管所を使用して一時的に保管すること。

※ 受託者の準備する保管所での保管に際し必要な冷蔵庫等の備品類は、受託者において準備し対応すること。

(4) 業務報告書の作成

受託者は、本市に対して、前記(1)～(3)までの業務が完了した旨を本市指定の様式により毎回の業務終了後、速やかに提出すること。

3 業務上の留意事項

- (1) 受託者は葬祭業を営む者であって、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業（霊柩限定）の許可を受け、霊柩車等により遺体を搬送することができる者であること。
- (2) 受託者は遺体を納棺する場所及び安置する保管所を確保している者であること。
- (3) 受託者は、受託した業務の全部または一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩が無いように注意すること。また、本市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- (6) 業務遂行上の詳細及び付随する作業にあたっては、本市職員の指示に従うこと。
- (7) 警察署や医療機関等からの遺体等及び遺留品の引取りについては、当該関係機関とも調整を図り円滑に実施すること。
- (8) 受託者は、24時間365日、本委託業務に必要な人員、諸材料、車両等を準備し、その業務に直ちに対応可能な体制を整えるとともに、本市と連携し迅速かつ柔軟に業務にあたること。
- (9) 一時期に複数件の案件が発生しても、対応すること。
- (10) 副葬品の納棺については安全に配慮し、遺骨、火葬炉設備の損傷原因となりうるもの、大気汚染、公害の原因となりうるものについては、納棺しないこと。
- (11) 本業務において生じた苦情、事故及び第三者に与えた損害は全て受託者の責任により解決するものとする。なお、本市からの指示に起因する場合については、その責任の所在について双方協議し決定する。
- (12) 火葬した後の遺骨は、本市職員が骨上げ及び納骨を行うものとする。
- (13) この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託料

- (1) 契約は、下記項目ごとに単価を定める単価契約とする。各単価は契約時に設定する（入札による契約の場合は、入札の際に提出される見積書の記載に基づき設定する）こととし、本市が必要と認める場合に実績に応じて請求するものとする。ただし、入札にあたっては、各項目の数量を1件とした場合の単価の合計金額（税抜）にて入札すること。

項目	単位	備考
1 火葬炉の予約及び 遺体等の収容・搬送	1 遺体につき 1 件	2 業務内容の(1)～(2)の履行にかかる人件費、運送費等のほか、棺代、綿花等火葬に最低限必要な物品代及び骨壺代を含む
2 遺体等の保管	2 4 時間ごとに 1 件	2 業務内容の(3)の履行にかかる人件費等のほか、保管所での保管に際し通常必要なドライアイス代及び薬品代を含む

- (2) 次の物品については、契約時に単価を設定する（入札による契約の場合は、入札の際に提出される見積書の記載に基づき設定する）こととし、本市が必要と認める場合には実績に応じて請求するものとする。

物品名	単位	備考
ドライアイス（追加分）	1 回（10kg 相当）	気温等の影響により特別に要するもの
浴衣等衣服	1 遺体につき 1 件	遺体が衣服を着用していない場合に着用させるもの
納体袋	1 遺体につき 1 件	遺体の状態により特別に要するもの

- (3) 火葬炉使用料は、別途本市が大津聖苑に支払うものとする。
(4) 死亡診断書料（死体検案書料）及び死亡処置料（エンゼルケア料）は、別途本市が医療機関に支払うものとする。
(5) 上記以外で必要なものが生じた場合は、別途本市と協議のうえ、実費を請求するものとする。

6 予定数量
10 件